

高齢者生活支援サービス利用契約書【表題部】

表題部記載の当事者である「入居者」および「身元保証人」と「事業者」とは、高齢者生活支援サービス利用契約書【表題部】、【本体部】により、高齢者生活支援サービス利用契約（以下「本契約」という）を締結する。

この証として、本書2通を作成し、各自署名・押印のうえ、「入居者」または「身元保証人」と「事業者」とが各1通を保有する。

(1) 契約日および契約期間

契約日	20 年 月 日
始期(入居日)	20 年 月 日
終期	20 年 月 日

2 年 0 月間

(2) 契約当事者の表示

入居者	住所	氏名	生年月日	年齢
代理人または署名代理人	住所	氏名	生年月日	年齢
身元保証人	住所	氏名	生年月日	年齢
事業者	住所	氏名	代表取締役	住所

(3) 建物の名称および所在地

名称	そんぼの家S島山
所在地	東京都世田谷区北島山6丁目9番3号

(4) 生活支援サービスの内容

- ① 状況把握サービス
 - ・食事や外出等の機会を利用して、毎日少なくとも1回の本人の安否確認を行う。
 - ・突発的な事故、体調の急変などの場合に駆け付け、必要な措置を講じるとともに、状況により医療機関および入居者の家族等への連絡を行う。
- ② 生活相談サービス
 - ・日常生活における入居者の心配事や悩み（食事、健康等）について、職員が一般的対応や紹介が可能な範囲で相談におじ、また、介護保険サービス、保健医療サービスまたは食事サービスの紹介等を行う。
- ③ その他のサービス
 - ア) 食事サービスの提供
 - ・食堂内での配膳・下膳、喫食環境の整備およびキッチンセル等の調整を行う。ただし、食事サービスのうち食事の提供については、別途食事の提供に関する契約の締結が必要であり、サービス料金に食事の提供に関する料金等は含まれないものとする。
 - イ) アクティビティサービスの企画・運営（ただし、参加費用、材料費等が別途必要。）
 - ・入居者に意向の確認を行い、適宜内容に応じた講師の選任および場所の提供を行う。
 - ウ) 自治会の事務局の運営の補助
 - ・建物の入居者によって自発的に組織されるものであり、その場合事務局運営のサポートを行う。
 - エ) 簡便な繕修作業（ただし、作業に必要な物品は入居者において事前に用意する。）
 - ・入居者の希望により、蛍光灯の取替え等、専門の業者でなくとも作業が可能な繕修作業を行う。

サービスの内容

(5) 生活支援サービスの費用

月額費用	48,400 円 (税込) (一人あたり)
支払委託方式	口座自動振替
引落日	事業者が指定する日
支払方法	① 口座振替は、入居者の金融機関口座から事業者が指定する日（口座振替申込用紙記載の引落日）を行う。ただし、金融機関が休日の場合は翌営業日に行う。 ② 手続きの関係上、口座振替の申込より1から3か月間、口座振替ができない場合がある。その場合、指定口座への振込みにより、費用を支払うものとする。（振込手数料は入居者負担）



生活支援サービス利用契約書【本体部】

生活支援サービス利用契約書【表題部】

貼り付け

S O M P O ケ ア 株 式 会 社

生活支援サービス利用契約書

(契約の目的)

第1条 事業者は、【表題部】(3)「建物の名称および所在地」に記載の建物（以下「本物件」という。）の住戸に関する事業者および入居者間の建物賃貸借契約（以下「本件 建物賃貸借契約」という）に基づき本物件に入居する入居者に対し、第3条に定める生活支援サービスを提供し、入居者は、第4条に定める生活支援サービス費を事業者を支払う。

(サービス提供者)

第2条 生活支援サービスは、事業者の職員により提供する。

(サービスの内容)

第3条 事業者は、入居者に対し、入居者が安全かつ安心して主体的に生活できる住まいの充実を図ることができるよう、【表題部】(4)「生活支援サービスの内容」記載の生活支援サービスを提供する。

(生活支援サービス費)

第4条 入居者は、【表題部】(5)「生活支援サービスの費用」記載の生活支援サービス費を管理規程の定めに従い、事業者へ支払うものとする。

- 2 入居者は、前項の生活支援サービス費を事業者が指定する口座振替（口座引き落とし）の方法により【表題部】(5)「生活支援サービスの費用」に記載の事業者が定める支払日に支払う。
- 3 月の途中に入居、退去の場合、生活支援サービス費については、日割り計算をする。日割り計算の方法は、生活支援サービス費から1か月を31日として日割り計算した額とする。ただし、1円未満の端数は四捨五入とする。
- 4 入居者は、旅行、帰宅、入院、療養、その他事由の如何にかかわらず、本物件に居住しないときであっても、生活支援サービス費の全部または一部の支払いを免れることはできないものとする。

(生活支援サービス費の変更)

第5条 事業者は、物価、人件費その他の経済事情の変動等を勘案し、生活支援サービス費を変更することができる。

- 2 事業者は、生活支援サービス費の変更が生じた場合には、入居者と協議のうえ、行うものとする。

(遅延損害金)

第6条 入居者は、第4条の生活支援サービス費、その他事業者に対する債務の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払いの日まで、残債務に対する法定利率の割合による遅延損害金を付して支払わなければならない。

(契約の終了)

第7条 本契約は、次の各号の場合に終了する。

- ①本件建物賃貸借契約が終了したとき
- ②事業者が入居者に対し、第8条に基づき、本契約を解除したとき
- ③入居者が事業者に対し、第9条に基づき、本契約を解約したとき

(事業者の契約解除)

第8条 事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、入居者に対し、居室の明渡しを通告し、本契約を解除することができる。

- (1) 入居時の提出書類に虚偽の事項を記載し、または虚偽の資料を提出し、その他不正の手段を用いて入居したとき
- (2) 【表題部】(5)「生活支援サービスの費用」記載の生活支援サービス費、その他これに準じる事業者に対する支払を2か月以上遅延し、または、正当な理由なくしばしば遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず支払わなかったとき
- (3) 入居者の行動が、他の入居者または職員の身体・生命・精神に危害を及ぼし、または、その危害の切迫したおそれがあり、かつ、サービス付き高齢者向け住宅における通常のサービス提供ではこれを防止することができないとき
- (4) その他、入居者、身元保証人、入居者の家族その他の入居者の関係者が、事業者、職員、他の入居者等に対して社会通念上許容できないような行為を行う等、事業者との信頼関係を破壊する行為があり、本契約を継続することが困難と認められるとき

(入居者からの解約)

第9条 入居者は、事業者に対して、事業者の定める書面をもって、少なくとも30日前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、入居者は、事業者所定の解約届提出の日から1か月分の生活支援サービス費を事業者に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1か月を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

(情報提供と秘密保持)

- 第10条 入居者は、事業者が本契約に定める生活支援サービスを提供するために必要な個人情報等を事業者提供し、また、事業者が生活支援サービスの提供を第三者に委託する場合には、当該委託先と情報を共有することを了承するものとする。
- 2 事業者および生活支援サービスを提供する者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た入居者およびその家族等に関する秘密および個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」を遵守してその保護に努め、入居者または第三者の生命、身体等に危険がある場合その他の正当な理由がある場合または入居者の事前の同意がある場合を除いて、契約中および契約終了後において、第三者に漏らさないこととする。

(苦情対応)

- 第11条 入居者または入居者の家族は、提供された生活支援サービスに苦情がある場合には、いつでも別途管理規程に定める苦情受付窓口で苦情を申し立てることができる。この場合、事業者は、生活支援サービスの提供に係る入居者の苦情に対し、誠実かつ迅速に対応するものとする。
- 2 事業者は、入居者が前項の苦情申立てを行ったことを理由として、入居者に対して何らの差別待遇をしない。

(損害賠償責任)

- 第12条 事業者は、生活支援サービス提供にあたって、事業者の故意・過失により、または本契約に違反して、入居者に損害が発生した場合は、入居者に対して、相当因果関係のある範囲で損害の賠償を行う。ただし、入居者に故意または過失がある場合には、賠償額を減ずるものとする。
- 2 入居者は、本物件への入居に関連して、入居者、身元保証人、入居者の家族その他の入居者の関係者の責めに帰すべき事由により、または、本契約に違反して、事業者（事業者の職員を含む。以下、本条において同じ。）または、他の入居者その他の第三者に損害が発生した場合には、事業者または当該第三者に対して、相当因果関係のある範囲で損害賠償を行う。
- 3 入居者は前項に規定する事由が発生したときは、直ちにその旨事業者に通知するものとする。

(身元保証人)

- 第13条 入居者は、本契約締結時に身元保証人1名を定めるものとする。ただし、事業者の承諾する債務保証事業者の提供する保証を利用する場合、その他事

業者が個別に認めた場合はこの限りではない。

- 2 身元保証人は、本契約に別に定める権利を有し義務を負うほか、次の号に定める義務を負う。
 - (1) 身元保証人は、事業者に対し、入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の一切の債務を保証する。
 - (2) 身元保証人は、入居者が死亡により本契約が終了する場合、前号にかかる費用の債務を負担する
- 3 前項第1号の身元保証人の負担は、【表題部】(2)「契約当事者の表示」の身元保証人欄の記載の極度額を限度とする。
- 4 前項の身元保証人の負担する債務の元本は、入居者および身元保証人が契約終了あるいは死亡したときに確定する。
- 5 事業者は、身元保証人の請求があったときは、身元保証人に対し、遅滞なく、本契約に基づく入居者の支払債務の履行状況(不履行の有無)ならびに滞納額、利息、違約金、損害賠償の額等、入居者の本契約に基づく全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
- 6 身元保証人が死亡したとき、または、経済的破綻、多重債務、その他の事由により適格でない事業者が認めたときは、入居者は、事業者の承認する身元保証人を90日以内に新たに立てる義務を負う。

(管轄裁判所)

第14条 契約当事者は、本契約に起因する一切の紛争に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第15条 本契約に定めのない事項および本契約の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、事業者ならびに入居者および身元保証人は、相互に誠意をもって協議し、解決するものとする。

